

令和4年3月24日 一般会計予算決算特別委員会

当初予算分科会報告・令和4年補正1号審査

開会 8時53分

○議会事務局天野篤史

定刻より早いですけど皆さんお揃いになりましたので一般会計予算決算特別委員会の方始めたいと思います。互礼をもって始めますので皆さんご起立ください。相互に礼。よろしくお願ひします。委員長、あいさつの方お願ひいたします。

○13 番倉部光世委員長

皆さん、おはようございます。今日は春めらしい気候になりましたけど、ここ数日また寒い日雨だったりですね。寒い日が続きましてまさに三寒四温ということで桜の開花が何か少しずつ伸びてしまっているかと思います。体調も崩しがちな今日この頃ですけど皆様にはご健康でまだ定例会議に臨んでいただきましてありがとうございます。本定例会も、28が最終日ですけれども、本日は、来年度の一般会計に対しての、最終の報告をさせていただいて皆様にご採決いただくこととなります来年に向けまん防の方も解除されまして、また新しい年度を迎えて、ウクライナ情勢といろいろありますけれども菊川として新しい年度を迎えられたらと思いますので、今日はご審議のほどよろしくお願ひします。

○その他 ありがとうございます。それではこれより先の進行につきましては、委員長、お願ひします。

○13 番倉部光世委員長

ただいまの出席委員数は17人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。それでは協議事項に入ります。3月7日に本特別委員会に審査を付託されました議案第11号令和4年度菊川市一般会計予算を議題とします。この議題は3月11日から15日に分科会で審査をしていただき、各議員のご協力に感謝申し上げます。本日はそれぞれ分科会から審査内容の報告および報告への質疑を行い、自由討議、採決により特別委員会としての結論を出したいと思います。なお、質疑は自身が所属していない分科会についてすることができることをご理解いただき、議事進行に御協力をお願いいたします。それでは、議案第11号令和4年度菊川市一般会

計予算について審査します。初めに、総務建設分科会の報告を行います。赤堀総務建設分科会長から審査内容を御報告ください。

○11 番赤堀博副委員長

はい。11 番です。それでは報告をいたします。一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会報告。3 月 7 日の本会議において、一般会計予算決算特別委員会に、付託された議案第 11 号令和 4 年度菊川市一般会計、予算のうち本分科会の所管事項について、3 月 11 日 14 日 15 日に行った審査内容を報告する。令和 4 年 3 月 24 日。菊川市議会一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会長赤堀博。

総務部総務課主たる質疑。

「入札契約総務費で、規制等の改正内容と公共工事の品質確保する総合評価落札方式の執行計画は。入札参加資格者管理システムとあるが、どのようなものか、また、業務削減につながるものか」との問いに、現時点では、規制等の改正内容はない。総合評価落札方式の執行計画については、令和 3 年度 3 件の工事を総合評価落札方式で発注した。毎年何件を執行するという計画はないが、工事の規模や発注時期など、条件を把握した中で活用していきたい。入札参加資格者の管理システムは、参加を希望する工事、設計コンサルタント、物品、各業種に登録された業者を管理するシステムである。現在、入札参加者申請の受付は、持参もしくは郵送で受理し、職員が入力しているが、このシステムを採用することで電子申請が可能となり、データ入力時間の削減や各業者からの申請書を電子データで保管が可能となり、ペーパーレス化にもつながる。また、市外から、来庁する必要がなくなるので、申請者と職員が直接接触する機会が軽減されるため、新型コロナウイルス感染症対策に繋がっていくと考えられる。との答弁であった。

「会計年度任用職員 54 名の増加要因と共済費 2,827 千円の減額理由は」との問いに、令和 3 年度の途中から、新型コロナウイルスワクチンの予防接種業務に従事する看護師、事務補佐員として、多くの会計年度任用職員を任用している。令和 4 年度も引き続き、その任用を見込んでいるため、令和 3 年度の当初予算時と比較すると、人数が大幅に増加する。共済費 282 万 7,000 円の減額理由は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する会計年度任用職員は不定期で短時間の勤務形態にあることから、社会保険の加入要件に該当しない。また、共済費は、会計年度任用職員それぞれの標準報酬月額をもとに算定されており、全員の標準

報酬月額合計が令和3年度より減少したため、令和4年度の共済費が減額となる。との答弁であった。自由討議は後ほど読みください。

地域支援課主たる質疑。

「公共交通推進費で、臨時交付金公共交通事業者感染対策支援事業費の内容と5業者はどこか。利用者が激減したデマンド試験運行は、令和4年度に期間満了のため、令和5年度以降の運行の詳細な協議方法とスケジュールは」との問いに、新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、事業所及び車両の感染防止対策に係る消毒スプレーやパーテーション設置費用として、1事業所につき3万円及び所有する運行車両1台につき2万円を支給する。対象となる事業者は、菊川タクシー有限会社と堀之内タクシー株式会社、まこと代行、スバル代行、ひかり代行的の5社である。令和5年度以降のデマンド運行については、令和2年、3年度の利用状況をもとに、令和4年度中に決定することとし、令和4年6月頃に第1回目の地域公共交通会議を開催し、令和5年度以降の運行について、本格運行として継続するかを協議し、8月頃に第2回目の地域公共交通会議を開催し、具体的な運行内容を協議していく予定である。との答弁であった。

「市民協働型庁舎東館周辺賑わい創出事業費で、都市構造再編集中支援事業の取組内容と市民力の要る賑わいの創出研究会での具体的な取組内容は。今年度、地方創生推進交付金はもらえなかったのか」との問いに、令和元年度から3年間庁舎東館を核とした賑わいの好循環創出業務として賑わいを創出するための組織、人材育成、支援体制の構築や基盤づくりを実施した。研究会は、今後、プラットフォームとして継続的に開催し、更なる事業の発展、人材確保等、プラザきくるを中心とした賑わいの創出に努めていかなければならない。地方創生推進交付金の計画期間は令和元年度から3年度までの3か年であるため、令和4年度は都市構造再編集中支援事業補助金を活用し賑わいを庁舎東館周辺のみならず、まちの賑わいを拡大できるように都市計画課と連携して進めていきたい。との答弁であった。

「平川コミュニティセンター管理費で、借用駐車場の買上げ若しくは、必要期間のみの借上げはできないか。昨年と同額とあるが、令和3年度当初予算時に指摘した件について検討したのか、していれば内容と結果を」との問いに、土地の買上げについては、近隣の宅地を参考にすると、約4,000万円となる。本年度も、

新型コロナウイルスの影響もあり、利用率は非常に低く、将来的な構想もないため、買上げは難しいと考えている。必要な期間のみ借りることについては、農協と協議したところ可能であるが、新たな貸借先や売却先が見つければそちら優先するということであった。との答弁であった。自由討議は後ほどお読みください。

危機管理部危機管理課主たる質疑。

「大規模地震対策等総合支援事業費で、家庭の災害対策補助金 62 万 5,000 円増額及び自主防災資機材整備費補助金 171 万 5,000 円減額の理由は。また、家具転倒防止対策の年間申請状況と高齢者ひとり暮らしの未整備状況は把握しているか」との問いに、家庭の災害対策補助金は、耐震シェルター、防災ベッド、感震ブレーカーの補助事業であり、この中の感震ブレーカーが主な増額理由である。現行の補助対象を 65 歳以上の高齢者のみの世帯から、65 歳以上の高齢者の属する世帯と対象を拡大し、申請者の増加を図るため増額とした。自主防災資機材整備費補助金の減額は、申請額が過去 3 年減少しているため減額とした。家具転倒防止対策の申請は、令和 3 年度 26 世帯からの申請があった。この事業の補助対象は 65 歳以上の高齢者のみ世帯や障害者手帳を所持する方の属する世帯としており、対象者がひとり暮らしかどうかの確認はしていない。また、自身で対策している方もいるため、未整備状況は把握できない。との答弁であった。

「自主防災組織事業費で、新たに地区防災連絡会運営費補助金とあるが、新しい活動が行われるのか」との問いに、危機管理課としては新規の事業となるが、地区防災連絡会の運営補助は、平成 29 年から地域支援課で自治会連合組織運営費補助金と併せて、自治会を經由して地区防災連絡会に支払われていた。今回、各地区の地区防災連絡会の活動が活発となり、補助以上の事務経費が必要となることと、地区の負担を減らすため、令和 4 年度より危機管理課で補助を行うものである。との答弁であった。自由討議を後ほどお読みください。

企画財政部企画政策課主たる質疑。

「庁内情報システム運用費で、申請管理システム、約 1,500 万円の概要と効果は」との問いに、令和 4 年度は子育て分野と介護分野の 26 種類の手続きにおいて、マイナンバーカードを用いたオンライン申請ができるように進めていく。市民からの申請データをそれぞれの業務を行う基幹的な住民情報システムなどにデータを連結させる申請管理システムである。効果は、行政側の効率化が図られるシス

テムである。との答弁であった。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、交付金は限度額の何%か」との問いに、予算を議会に提出した時までに国から示された交付金限度額の全額を令和3年度10号補正と令和4年度当初予算の歳入に計上し、各事業に充当している状況である。との答弁であった。自由討議はお読みください。

営業戦略課主たる質疑。

「広報広聴費で、dボタン自治体広報情報サービス使用料62万1,000円とあるが、活用する広報の情報とは。また、どこの民放をどんな理由で選定するか」との問いに、発信する情報は、新型コロナウイルス感染症、暮らしの情報、防災、イベント、福祉、子育てなど、行政情報全般を扱う。選定局は静岡朝日テレビになる。選定理由として、県内テレビ局で、同様の自治体広報情報サービス事業を展開しているのは、静岡朝日テレビのみであり、同局のサービスを利用するものである。との答弁であった。

「菊川市魅力発信事業費で、営業戦略アドバイザーとは誰か。詳細と選定理由を。営業戦略アドバイザー（関連費約86万円）の具体的な目的と対象範囲は。具体的にどのような方法でどのくらいの頻度でアドバイスをもらうのか。トップセールスはどこに対して何をセールスするのか。魅力発信事業業務委託費について、調査業務とイベントに関わる委託料の費用の内訳は。また、『茶畑の中心で愛を叫ぶ』のイベント委託料と目的とその効果は。」との問いに、営業戦略アドバイザーの起用を予定している方は、本市出身の鬼石真裕さん。大学進学のために菊川を離れ、卒業後はデータ通信系の大手企業でコンピューター関係のエンジニアを経験、人材ビジネス系の大手企業などで戦略プロダクト・営業・事業責任者などを歴任され、現在は起業して、特に民間のデジタルトランスフォーメーションの支援、マーケティング支援などを行うとともに、複数の会社のアドバイザーなどを務めている。営業戦略アドバイザーの詳細、具体的な目的、対象範囲、アドバイスの頻度、選定理由については、営業戦略及び自治体DXなどの分野における助言や提案をいただく。営業戦略（マーケティング、シティプロモーション、広報広聴、移住・定住）の推進や自治体デジタルトランスフォーメーションの推進を図りたい。期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間を予定し、市とアドバイザーの双方の合意により、延長もありという内容にな

と思う。やり取りは、原則リモートで行い、必要によって菊川に来ていただくか、こちらから出向くことも予定している。アドバイスの頻度は、月2回程度を想定している。選定理由は、本市出身者で基本的に市内の状況に理解があり、そのうえで菊川を離れて、外部からの視点というところで期待ができ、知識、経験を活かしたアドバイスをいただくことができると考えている。トップセールスは、市外、県外の方々や企業など、効果的だと思われるような売り込み先に向けて、例えば企業誘致、菊川茶などの特産品、ふるさと納税などを行う。魅力発信事業業務委託料の内訳は、調査業務 239 万 3,000 円、イベント業務 100 万円となる。イベントの内容は「茶畑の中心で愛を叫ぶ」と題して、市内外から参加者を募り、茶畑の中心に設置された叫び台から、大切な人への思いを叫んでいただく。コロナ禍で大きな声が出せない昨今、茶産地菊川の茶畑という舞台と抜群の開放感を用意し、大事な人に堂々とメッセージを伝えるインパクトのある交流促進事業を実施することで菊川市と深蒸し菊川茶を全国にPRしたいと考えている。との答弁であった。自由討議はお読みください。

財政課主たる質疑。

「公用車管理費で、共有公用車 23 台、マイクロバス 1 台の車検や点検、修理等により管理しているが、10 年以上の車両実態と更新のルールはあるのか」との問いに、10 年以上の車両は、共有公用車が 7 台、マイクロバス 1 台の計 8 台となり、令和 3 年度で 16 年目が 1 台、13 年目が 1 台、12 年目が 4 台、10 年目が 1 台、マイクロバスは 11 年目である。走行距離は、令和 3 年 12 月末時点で、共有の公用車 7 台が 10 万キロから 15 万キロ程度、マイクロバスについては 5 万 3,000 キロ程度である。更新ルールについては、購入から 10 年以上、走行距離で 10 万キロ以上の車両について更新の対象とする。ただ、10 年以上 10 万キロ以上であっても対象車両の状態を総合的に判断する中で、あまり調子のよくないものから順次更新を行っている。ハイブリッドや環境にやさしい車とかは、これまで購入費の関係もあって、考えてこなかったが、今後については、環境負荷にやさしい面も考えて更新を考えていきたい。との答弁であった。

「森林環境譲与税で、充当先はどこか。また、詳細説明を」との問いに、森林環境譲与税は、市町村において、間伐であるとか、人材育成、担い手確保、木材利用促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされ

る目的税である。本市の令和4年度の予算では、農林課の森林整備費 830 万 1,000 円がこの森林環境譲与税の使途に対応した歳出となる。森林環境譲与税の基になる森林環境税については、令和6年度から課税される国税で、個人住民税の均等割と合わせて、一人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収することとなる。各地において、森林の整備が喫緊の課題となっていることから、国のほうが、ほかの財源を活用することで、森林環境譲与税の譲与を令和元年度から先行して行っているものである。森林環境税を対象者全員に納めていただくと、全国ベースでは、600 億円程度の収入になる。本市では、令和5年度に 830 万円が譲与される予定。令和6年度以降は、平年ベースの譲与額になり、996 万円ほどが譲与される見込みである。との答弁であった。自由討議はお読みください。

税務課主たる質疑。

「固定資産税業務費で、評価業務委託料約 1,500 万円増と不動産鑑定評価業務委託料約 1,800 万円の増額理由は」との問いに、固定資産税については、3年ごとに課税の基となる評価額の見直しを行う。令和3年度から令和5年度までの3年間をかけて見直し作業を行うが、各年度で作業内容が異なる。令和4年度は中間年度で、初年度より費用がかかる作業があり、航空写真撮影に約 500 万円、地価を決めるための条件調査に約 800 万円など、高額なものが含まれるため、予算額が大きくなる。不動産鑑定評価業務委託料については、令和5年1月1日に行う調査について、市内にある標準地の全て、宅地の約 250 地点、田、畑、山林については、それぞれ3地点ずつを調査するため、調査の件数、対象が大きな年になるため、鑑定評価業務の委託費が大きくなる。との答弁であった。

「法人市民税現年度分で、法人税割額の該当する件数と企業収益の改善による 4,896 万 1,000 円の増額の算定根拠とは」との問いに、法人税割額の該当件数については、令和4年度の当初予算額を見込むにあたり個々の法人の税額の積み上げ額ではなく、法人税割額総額で見通しを立て見込んでいる。増額根拠は、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して低く抑えた額としたが結果として、想定したほどの影響はなかった。2月の補正で 6,000 万円増額して、3億 4,000 万円の予算額としており令和4年度の当初予算は、2月補正後の予算を計算に使用しているため令和3年度の当初予算と比較して増額となる。との答弁であった。自由討議はお読みください。

生活環境部

下水道課主たる質疑。

「浄化槽設置事業費で、汚水処理人口普及率向上に向けた目標と現状は。また、今後の取り組みは」との問いに、第2次菊川市環境基本計画において目標値を、令和6年度に汚水処理人口普及率79.51%としており、令和3年度末の汚水処理人口普及率は73.6%を見込んでいるため、ほぼ予定どおりである。今後の取り組みとしては、下水道事業経営戦略に基づく計画的な整備を進めるとともに合併浄化槽の設置、単独浄化槽及び汲み取り便所からの付け替えに対する補助により合併浄化槽の推進を図る。下水道と合併浄化槽との両輪で行う方向である。との答弁であった。

「東遠広域施設組合のし尿処理費で、負担金573万2,000円の減額理由と、次年度以降の予定は」との問いに、減額理由は、長寿命化計画により、令和3年度まで行ってきた受入槽の修繕工事が完了したこと。もう一つは、前年度の総量で分担している分担金額が、御前崎市の増加により逆に菊川市の額が下がったためである。との答弁であった。自由討議はお読みください。

建設経済部建設課主たる質疑。

「道路台帳は路線の認定・変更等、毎年修正の必要があるのか。デジタルデータ化はどの程度完了したのか。また、進捗度を速められないのか。業者は入札で決めているのか」との問いに、道路法に規定され、義務づけられており修正の必要がある。施行規則の規定により、道路の台帳に関する調書及び図面は、その記載事項に変更があったときは速やかにこれを訂正しなければならないと併せて義務づけられている。開発行為などの民間の事業や県道への移管など、道路台帳は毎年修正がある。デジタルデータ化は平成30年度より進めている。令和3年度末で総延長約1,000kmに対し、進捗度としては数値化が50%、構造化が12.5%となる。令和10年度に全てのデジタル化が完了する計画であるが、少しでも市の一般財源を減らし、かつ完了を早めるため、企画政策課のICT推進係と相談し、検討を進めている。毎年委託業務の発注については県内6社のコンサルタント会社を指名委員会で選定し、入札により業者を決定している。との答弁であった。

「市単独交通安全施設整備事業費で、区画線設置16路線、反射鏡設置4箇所は通学路安全対策を第一に考えた場所か。また、危険箇所に関する情報の収集方法

と収集後の対応は」との問いに、区画線引き直し基準は、交通量などにより摩耗の程度が異なり、一律に基準を設けることは難しいため、通学路安全点検をはじめ、自治会要望や道路パトロールによる連携に基づき、現地を確認した上で、危険性、緊急性を考慮して選定している。なお、今回計画した 16 路線のうち、8 路線が通学路である。全ての改善に至っていないが、継続して、優先順位を決めて見直しを実施していく。との答弁であった。自由討議はお読みください。

都市計画課主たる質疑。

「駅北整備事業費で、まちづくり検討、都市計画可能性調査のスケジュールと具体的な内容は」との問いに、駅北地域の新たな市街地整備は面的整備が有効であると考えており、民間開発などを含め様々な手法や経済性の検討が必要となるため、コンサルタント業者への委託による調査や地権者の方々との検討を行う。仮に民間の区画整理として実施する場合は、都市計画法上の位置づけや組合設立が必要なため、スケジュールを含めて今後検討していく。令和 4 年度の具体的な内容は、まちづくりの手法や区域、地権者の意向等の調査・検討、都市計画用途地域や地区計画といった都市計画法上の位置づけの検討などを行う。今後、地権者による研究会などの立ち上げを予定している。との答弁であった。

「空家対策の新たな取り組みは」との問いに、空き家の所有者の悩みは、相続や税金、売却など様々である。通常相談は、全て都市計画課で受付をしている。また、県と協賛し空き家ワンストップ無料相談会を、2 年に 1 回開催している。市単独でも専門家相談ができる体制を令和 4 年度中に検討し、新たな相談体制構築に取り組む。また、行政指導通知を送付しても対応しない空き家の所有者が市内外にいる。市内の方へは訪問等を行っているが、来年度からは、市外で県内の方についても訪問を検討している。その他、所有者へのアンケート調査を実施する予定である。との答弁であった。自由討議はお読みください。

商工観光課主たる質疑。

「新型コロナウイルス感染症対策支援事業費で、市内宿泊施設利用費補助制度の概要と目的、実施時期及び予算算出根拠の説明を。また、効果とその評価方法は」との問いに、制度の概要は、市内の宿泊施設が 2,000 円を割り引いた夕食のつかない新プランを作成し、利用者数の割引料金分を施設に補助するものである。目的は、割引を実施することで市内への集客を強化し、宿泊施設の利用率の向上、

夕食をつけないプランにすることで、周辺飲食店等の利用促進を促すものである。算出根拠は、令和3年度の4月から9月の市内宿泊客数が月平均6,400人であり、現在よりも人流が活発になることを想定し、約1割増しの月7,000人の利用を見込み、期間を3か月とし、施設への補助金が4,200万円、観光協会への事務費等として24万8,000円であり、合計で4,224万8,000円となる。対象となる宿泊事業者は市内にある6施設で、全施設での実施を想定している。期間については、今後の国や県のキャンペーンの再開状況や新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら決定するため、現時点では未定である。効果と評価方法は、事業実施前の宿泊数と比較して検証する。周辺飲食店への利用状況については、数値化できないものがないため、聞き取り調査により評価を実施する。との答弁であった。

「企業立地推進事業費で、補助金対象となる企業と業種は。それにより新たに生まれる雇用人数は。また、今までの工業候補地はどうなったのか」との問いに、令和4年度に申請を予定している企業は2社で、9人の新たな雇用が見込まれる。工業用候補地として、平成30年度及び令和2年度に可能性調査をした6か所のうち、1か所は、市内の事業者が規模拡大に伴い用地造成の検討をしている状況である。との答弁であった。自由討議はお読みください。

農林課主たる質疑。

「地域特産物推進事業で、生産者の確保や販路開拓に関する進捗状況と、令和3年度に農業振興会において検討された特定作物は何か」との問いに、特定作物として現在、茶豆、オリーブ、そら豆、高麗人参の4種を対象作物としている。令和3年度のそれぞれの生産者数は、茶豆1経営体、オリーブ3経営体、そら豆3経営体、高麗人参は生産者が今いない状況である。生産者の確保については、類似作物を生産している農業者や、複合経営に関する問い合わせのあった農業者に紹介しているが、なかなか増加にはいたっていない。販路の開拓については、茶葉の加工技術を生かし、オリーブの葉をほうじ茶として地元や東京、神奈川等で販売している生産者が、独自で今販路開拓を進めているほか、市としても企業などでの販売活動や、名古屋市などでも販売のイベントなどへ参加し、販路の開拓を続けている。また、令和3年度から新規の作物は、農業振興会と連携・研究を行い、農業振興会会員を対象にアンケート調査を実施し、その中でアボカドやレモンなどといった意見もあり、このアンケート結果を基に話し合いを進めてい

る。このアンケート結果より、作付けから収穫までに期間が短く、なおかつ生産性の高い露地野菜を対象に絞ったほうがよいという途中経過の報告もある。との答弁であった。

「森林整備費で、モデル林の現地調査の地区と範囲及び調査内容は。また、発注先と委託内容は」との問いに、市内森林の整備を進めていくためのモデルとして、ハザードマップ、過去の風水害による倒木状況、公共施設等からの距離などの情報、県の森林組合連合会職員や森林有識者と現地を確認した結果として、市内で優先して整備が必要と判断した、西方、丹野、半済、三沢、沢水加、本所の6地区を設定した。現地調査の発注先は未定である。河城、沢水加地内の集落中心を通る県道菊川榛原線の南側区域の約9ヘクタールの樹種、立ち木の密度、下草の生育の状態、森林の表土の流出状況や倒れている木や枯れている木の有無の調査を行うものである。また、新規の森林整備作業委託は、モデル林の整備作業に関わる委託を行うもので、発注先はこれも未定である。場所と委託内容は、横地地区の三沢地内のモデル林について、約0.4ヘクタールの竹林と約0.7ヘクタールの広葉樹等、計1ヘクタール強を実施する予定である。との答弁であった。自由討議はお読みください。

茶業振興課主たる質疑。

「茶業振興費で、この少ない予算で何ができるのか。負担金で茶業協会任せか。この茶業協会への負担金の効果と評価方法は。また、市内の緑茶消費量拡大の取り組みは」との問いに、茶業振興費は6つの事業で管理し、菊川茶業を振興していく上で必要な施策について予算計上している。なお、年間を通じて行う事業の中には、茶業関係者との意見交換会やインフルエンサーを活用した消費拡大PR事業など、予算書には反映されない事業もある。茶業協会については、市に加え、JA、茶業委員会など多くの団体で構成おり、互いに連絡・協調し、茶の宣伝及び消費拡大事業などを実践している。引き続き、業界全体で力を合わせて菊川茶の名声を高めるための宣伝及びイベントの開催など、数多くの事業を会長である市長を筆頭に展開していく。負担金の効果については、たくさんのイベントやPR事業を展開しており、イベントの菊川茶の販売により菊川茶が売れていくことが直接的な効果である。また、PR事業では、一例として、有名雑誌に菊川茶を掲載したことで、JA初の2割引セールを促すなど、間接的な効果が生まれてい

る。負担金の評価方法については、アウトプット評価として、市の行政評価に基づいた評価を行い、アウトカム評価として、市民アンケート結果を市民の評価として捉えている。市内の緑茶消費量拡大の取組みについては、JAなどが行っているお香典返しにお茶を使う取組み、これが消費を伸ばしている大きな要因だと考えている。また、市内においては、幼稚園、小学校、中学校への茶葉の提供による「お茶を飲むこと」への働きを引き続き行っていく。との答弁であった。

「農業振興総務費で、年3回開催とある茶業振興計画検討委員会の検討項目は決定しているか。下部組織はあるのか。また、新しい計画策定の委託先は決定しているか。決定していれば実績のある業者か。委託先に求める内容は何か」との問いに、現在の菊川市の茶業振興計画が、来年度末で終期を迎えるため、今年度検討委員会を2回開催して、現計画の評価を行い、課題を整理した上で、来年度本格的に新たな計画の基本方針や取組内容について検討していく。本年度、下部組織として生産専門部会、流通専門部会、文化・消費専門部会の3つの専門部会を設置した。この専門部会で、現場の意見をしっかりと吸い上げ、精査し、検討委員会へフィードバックを行う。委託先は、指名競争入札により決定する。求める内容として、現状分析、将来予測などグラフを用いる等、データ化などの作業を依頼する。国や県のデータや将来構想とのすり合わせなども依頼する。今回策定しようとしている計画は、現計画の見直しではなく、刷新を考えており、現状の課題の洗い出しと消費者ニーズの的確な把握をした上で、国や県の方針に基づいた将来構想を立てる計画であり、相当な作業時間になると想定している。委託先と密に連絡を取りながら進めていく。との答弁であった。自由討議はお読みください。

消防本部主たる質疑。

「常備消防施設管理費で、庁舎照明整備事業費を600万7,000円と855万4,000円に分割した理由は。また、LED化とあるが、年間の電気料金とCO₂の削減はどの程度か」との問いに、消防庁舎は建設の際にLED照明の採用が一部であったため、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、事業を予定している。消防庁舎の新型コロナウイルス感染症対策として、照明をLED化することで虫が寄りつきにくくなり換気がしやすくなるため、大会議室やホール、職員用の仮眠室などを臨時交付金の対象としている。全てが臨

時交付金で対応できないため、事業を分割している。年間の電気料金の削減については、現在使用している蛍光灯をLEDに替えると、ワット数が約半分になる。電力単価とワット数から計算すると、単純に照明1か所当たり年間1,000円の電気料金の削減が見込まれる。また、1日8時間の使用で換算したが、消防署は24時間職員が勤務しており、場所によっては24時間照明を使う場所もある。CO₂の排出量については、菊川市地球温暖化対策実行計画に基づいて算出すると、電気使用量のうち40%を照明と仮定した場合、LEDの導入による電力消費削減率を50%として、消防庁舎の電気使用量は年間約14万6,800キロワットアワーとなり、年間約12.65トンの二酸化炭素排出量の削減が見込まれる。との答弁であった。

「公用車管理費で、公有財産売却システムを導入した効果は、どのようなものか」との問いに、公有財産売却システムとは、官公庁オークションを運営している業者が公用車を財産処分、売却処分するものである。システムの使用料として、売却金額の8%に消費税を上乗せした金額をシステムの運営業者に支払う。令和4年度に計上した予算額は、本年度更新した救助工作車で、売却額を250万円と見込み、システムの使用料は消費税を含めて、計22万円を計上している。消防本部では、令和元年度から官公庁オークションを利用し公用車を売却しているが、それ以前は更新する車両の購入費に古い車両の廃棄処分料を含めて予算執行を行っていた。オークションを導入する効果は、車両の廃棄費用が不要になり、かつ、売却収入を得られる。との答弁であった。自由討議はお読みください。

会計課主たる質疑。

「歳計外で扱っているものは何か」との問いに、一つは税金がある。市県民税は一旦歳計外に入れ、市税と県税に分けて支払うため、一旦プールするという使い方をしている。そのほか、基金を崩して繰替運用する場合にも歳計外に入れて対応している。現金を窓口でやり取りすることがあり、その釣銭資金についても歳計外で扱っている。との答弁であった。自由討議はありませんでした。

監査委員事務局主たる質疑なし。自由討議なし。

議会事務局主たる質疑。

「議会情報発信費で、印刷製本費の増額理由は」との問いに、令和5年1月末に臨時会が開かれて議会の組織替えをする予定である。新しい組織を周知するた

め、議会だよりの臨時号を発行する予定であり、その分の増額になる。との答弁であった。

「議会会議費で、議場及び議会会議設備改修費 3,597 万円とあるが、この説明を」との問いに、本会議場のマイクの故障が頻発している。同じマイクは製造を終了しているため更新を行う。また新たに議場システムの更新を行う。協議会室のマイクシステムはマイク用のバッテリーが製造が終了しているため更新する。映像配信システムも変え、議会運営をスムーズにしていく。との答弁であった。自由討議はお読みください。

はい以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい。報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。ないようですので、以上で質疑を終了いたします。続きまして、教育福祉分科会の報告を行いたいと思います。進行を赤堀副委員長と交代いたします。

○11 番赤堀博副委員長

はい。それではここからは私が進行させていただきます。倉部教育福祉分科会長から審査内容を報告ください。

○13 番倉部光世委員長

はい。

○11 番赤堀博副委員長

はい。委員長。

○13 番倉部光世委員長

はい。13 番倉部です。一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会報告。議案第 11 号令和 4 年度菊川市一般会計予算のうち、分科会の所管事項について、3 月 11、14 日 15 日に行った審査内容を報告する。令和 4 年 3 月 24 日、菊川市議会一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会長倉部光世。

生活環境部市民課主たる質疑。

「社会保障・税番号制度事業費 566 万 4,000 円、マイナンバーカード交付促進における取り組みは」との問いに、社会保障番号制度事業費の内容は、マイナンバーカード交付に関わる会計年度任用職員の手当と、休日申請サービスや窓口での申請サポートに必要な消耗品費となり全額国庫補助の対象経費である。マイナ

ンバーカード交付促進のため、今後の取り組みについては、補助金を利用して、引き続き本庁市民課窓口と小笠市民課窓口でカード作成に必要な顔写真の無料撮影サービスと申請補助サービスを行っていく。交付促進に繋げるためには、市民がカード申請しやすい、受け取りやすい体制を整える必要がある。との答弁であった。

「国民健康保険特別会計への繰出金が前年度比 1,381 万 7,000 円増加しているが、加入者数の動向は。また、保険税低減の対象者の動向は」との問いに、加入者数被保険者の動向は、団塊の世代の方が約 570 名、後期高齢者医療へ移って行くことから、国民健康保険の被保険者数は減少していく。現役世代の方は被用者保険に加入されている方がほとんどのため、被保険者の割合は低い状態である。被保険者のうち主に 65 歳以上の年金受給者等で保険税の軽減の対象となる方の割合が増えているため、保険税軽減分に係る基盤安定繰入金は増加している。また、令和 4 年度から税制改正となる未就学児均等割軽減分が繰入金の中に入り増加している。との答弁であった。自由討議はお読み下さい。

環境推進課主たる質疑。

「ごみの出し方動画作成委託料 67 万 8,000 円、ごみ減量の取り組みは」との問いに、ごみ減量施策は、令和 4 年度から 3 年間で市民と行政と事業者が力を合わせてさらなるごみ減量に取り組む期間と位置づけ、さらなるごみ減量とリサイクルの推進を進めていくこととなる。ごみの出し方動画は、SNS を利用し分かりやすい情報発信を進めていくことの一環として作成するものであり、新型コロナウイルス感染のリスク減少に繋がるものとなるため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して作成する。動画は、出前行政講座の教材として 30 分程度を想定し、外国人向けの外国語バージョンも作成予定である。作成した動画は、自治会等に貸し出し、自治会の会議や班長会等での活用を想定している。項目ごと 5 分位の動画に分けものを SNS にあげる予定である。との答弁であった。

「環境資源ギャラリーの廃棄物処理方式の変更は、次期処分場の利用開始時期をどのように想定しているか。また、志瑞地区の今後の進め方は」との問いに、現在使用している棚草最終処分場は、地元棚草地区との覚書では令和 8 年度までの使用となっているが、今までの埋め立て実績に基づいた予測では、十分に余裕

があるため令和9年度以降も使用可能である。昨年度棚草地区と継続についての協議をし、令和8年度に市の方針で令和18年度までの延長について協議することの了解をいただき、併せて、志瑞地区の地元対策委員会にもご了解をいただいている。現在の環境資源ギャラリーの基本構想では、令和7年度から5年間全てごみの外部委託処理を想定していることや、基本構想や今後のごみ処理の在り方についての検討会が予定されていることなどから、ごみに関する将来的なことは未確定な状況である。との答弁であった。自由討議はお読み下さい。

小笠市民課主たる質疑。

「旧小笠支所管理費、新設された特別管理産業廃棄物処理委託料66万円の内容説明を」との問いに、特別管理産業廃棄物処理委託料は、旧小笠支所に設置されているキュービクルのトランスとコンデンサーに微量のPCBが含まれている可能性があり、令和3年度に調査を行った結果、コンデンサーに低濃度のPCBが含まれていることが確認されたため、令和4年度に処分する。との答弁であった。

「PCB含有廃棄物の運搬廃棄は、委託出来る業者は市内にあるか。また、運賃が非常にかかるため、市として若干の期間保管しまとめて処分する対応は可能か」との問いに、菊川市内にはない。県に確認し、運搬と処分両方が出来る業者が浜松にある。処分については、確認できる範囲でまとめて処分している。との答弁であった。自由討議をご確認ください。

健康福祉部福祉課主たる質疑。

「社会福祉協議会費の法人運営費補助金が236万1,000円の増、地域福祉活動推進事業費補助金106万2,000円減の理由と、補助事業の確認方法は」との問いに、法人運営費補助金は、主に人件費部分の増額であり、社会福祉協議会職員の定期昇給及び法人運営を安定的に行うための職員雇用計画により、来年度は新規職員1人増員の増額となっている。また、地域福祉活動推進事業費補助金の減額は、追悼事業を行う菊川・小笠地区の慰霊祭にそれぞれ補助金を支出していたが、令和4年度から市の追悼事業として統一して行うため、戦没者支援費に事業費を移した。補助事業の確認方法は、補助金は交付申請により支出しているため、実績報告として月次報告等により確認をしている。との答弁であった。

「障害者地域生活支援事業費、国・県補助金の減額は、当該利用数の見込み減によるものか」との問いに、地域生活支援事業費の補助金は、国庫補助率50%以

内、県費補助率が 25%以内となっているが、近年の実質補助率を確認し、国が 36%程度、県が 18%程度であったため実態に合わせて予算計上をした。なお、当事業の利用見込みは、訪問入浴や移動支援などの人向けのサービス及び日常生活用具給付事業は、ともに増加を見込んでいる。との答弁であった。自由討議は確認ください。

長寿介護課主たる質疑。

「シルバー人材センター活用推進費、会員数の推移と平均年齢は。また、雇用の需要と作業状況と運営状況は」との問いに、菊川市シルバー人材センターの新規の入会者数は、減少傾向であったが、令和3年3月末現在で 380 人、前年度から 1 人増、平均年齢は 73.7 歳となっている。なお、令和元年度は 379 人、平成 31 年度は 375 人である。運営状況は、令和2年度事業実績が契約金額 1 億 7,540 万 2,743 円であり、前年度に比べて約 1,368 万円減となっている。区分別では、公共事業は微増、個人や家庭は微減、一般企業は減少となっている。会員の就業率は、87.4%で、前年度比で 0.7%減である。との答弁であった。

「予防事業費、地域包括支援センターあかっち窓口開設に係る委託料の概要と全体像は」との問いに、あかっち窓口に係る経費は一般会計の予防事業費のほか、介護保険特別会計の包括的支援事業費に計上されているものがある。令和3年度までは小笠地域の窓口業務を委託していたため、ランチ委託料 1,711 万 1,000 円が小笠窓口分であった。令和4年度からは、委託ではなく市直営となり、市の職員として社会福祉法人から出向いただくため、人件費は介護保険特別会計で出向職員負担金として計上している。このほかに新たな予算項目として、訪問車両の購入費、包括支援センターシステム導入費などがあるが、人件費が主であり窓口に係る全体額は大きく変わらない。との答弁であった。自由討議はお読みください。

健康づくり課主たる質疑。

「病院会計繰出金 11 億 5,000 万円、繰出金は 3 条組み替え分と 4 条出資金に繰出ししているが考え方を」との問いに、病院事業会計に対する繰出金は、出資金・補助金・負担金の 3 つに分類し、繰出しを行っている。出資金は、病院事業会計が施設の建設改良を実施した際に借入れた、平成 14 年度以前の企業債の償還元金に対して、国の繰出基準に基づき 3 分の 2 の額を繰出ししている。補助金は、

地方公営企業法第 17 条の 3 において、「災害復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる」と定められており、規定に基づいて繰出しが行われている。繰出しの対象は、国の繰出基準に基づく部分と、国の繰出基準に基づかない「経営支援に関する経費」がある。負担金は、地方公営企業に関しては、独立採算を目指して経営を行っており、負担金対象経費は、国の繰出基準に基づいている。との答弁であった。

「骨髄ドナー助成金事業の対象人数と補助の内容、上限の設定はあるか」との問いに、骨髄等を提供するために要した入院・通院・面談に対してドナー及びそのドナーが勤務する事業所に対して助成するもので、入院・通院・面談は 1 日当たり 2 万円、7 日間を上限に 1 人分。ドナーが勤務する事業所に対する助成は、入院・通院・面談 1 日当たり 1 万円、7 日間を上限に 1 事業所分を計上している。との答弁であった。自由討議はお読み下さい。

こども未来部こども政策課主たる質疑。

「保育事業費（保育支援）、保育士処遇改善について補助金の算出根拠は。また、前年度と比較し大きく変わったものの説明を」との問いに、保育士等就業奨励金は新規採用に対する奨励金で対象者が 35 人、1 人 10 万円で 350 万円を計上し、200 万円の増額である。障害児保育事業費補助金は 2 つの補助項目があり、基礎部分年額 6 万円で 4 施設分の 24 万円と、かさ増し部分の加配保育士 10 人分の 805 万 6,000 円を計上し、計 829 万 6,000 円である。年度途中入所サポート事業補助事業は 104 万円の減額。保育対策総合支援事業費補助金は、保育士支援のため保育に関わる周辺業務を行う保育支援者を雇用する補助金で新たに 1 園 162 万円増額である。保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は令和 4 年度当初予算には令和 4 年 4 月から 9 月に市立保育所等が処遇改善を行う経費のうち、保育部分に対する補助見込み額の 2,099 万 6,000 円を計上している。との答弁であった。

「小笠北幼稚園測量設計調査業務委託料 1,311 万 7,000 円の説明及び新園舎建設のロードマップと基本的な考え方は。また、出生数が減少する中建て替えの必要性はあるか」との問いに、小笠北幼稚園の新園舎建設に係る測量設計業務は、令和 7 年度の開園を目指し、同敷地内に定員 111 名規模の認定こども園整備を計画しており、基本設計業務、測量業務、ボーリング業務の委託料である。ロード

マップは、令和4年度基本設計業務、令和5年度実施設計業務、令和6年度本工事を計画している。新園の方針となる運営計画は、支援を必要とする子ども達への対応の充実や、公立園としての役割を担う認定こども園化を目指し、令和4年度に内部会議で計画案を作成する。建て替えの必要性は、出生数は減っているが1・2歳児の保育ニーズや支援を必要とする子どもが年々増加しているため、建て替え自体の必要性がなくなるとは考えていない。との答弁であった。自由討議はお読み下さい。

子育て応援課主たる質疑。

「小笠児童館改良整備事業費、集会室床板の経年劣化による塩ビ床タイルへの変更では、床のメンテナンスは行われていたのか。また、木の床と塩ビ床タイルでは修繕費がどのくらい違うのか。遊具2台を撤去するが支障はないか」との問いに、集会室床のメンテナンスは、床清掃ワックスかけを業者に委託し年1回実施し、軽微なささくれ等は児童館職員や市職員が修繕を行っている。また、現状と同じ杉板に張り替えた場合は324万5,000円、塩ビ床タイルは79万5,000円と245万円修繕費に違いがある。遊具2台の撤去費16万5,000円は、経年劣化等により破損したため令和2年3月から使用を禁止していたが、修理できないため撤去を行う。昨年度に屋外用滑り台とコテージ（山小屋風）の遊具を新たに設置したため遊具の撤去後も特に支障はないものと考えている。との答弁であった。

「不妊治療助成金の予算減は、不妊治療費が保険適用になることに関連しているのか」との問いに、不妊治療費は、令和4年4月1日から体外受精、顕微授精、凍結胚移植、人工授精などの治療費が新たに保険適用となる。しかし、保険適用には、年齢や治療回数の制限が設けられることとなるため、保険適用とならない治療や今回の保険適用の対象外となった不妊治療等に係る費用について、治療費の合計の2分の1以内の額で10万円を上限に助成を行う予定である。令和4年4月から不妊治療の一部が保険適用となるため、市の補助対象件数が減ると見込み、予算額は減額となっている。との答弁であった。自由討議はお読み下さい。

教育文化部教育総務課主たる質疑。

「小学校遊具の新設だが、基本的な設置基準はあるか」との問いに、整備基準は文部科学省の小学校施設整備指針に、児童の発達段階、利用状況に応じ、必要な種類、数等を検討して、児童のみで利用しても十分安全性及び耐久性を備えた

仕様のもので選定することが重要であると示されている。この指針を踏まえ、体育で利用する鉄棒や低学年児童を対象とした滑り台やジャングルジム、ブランコなどの遊具を優先的に設置及び修繕することとしている。その他の遊具は、学校からの要望により設置の検討をしている。計画や明確な設置基準というものは今のところない。との答弁であった。

「ICT機器修繕費 236 万 5,000 円は、ハード・ソフトどちらの修繕か。また、保険の対応は」との問いに、ICT機器修繕料はICT機器全般の修繕であり、教師用、教室用パソコン、指導用及び児童用タブレット端末、無停無電源装置におけるバッテリー交換などの費用となっている。修繕の内容は、画面破損やボタンの接触不良、ICT機器本体の交換などのハードの修繕とタブレット端末の再セットアップやICT機器交換に伴う再設定などのソフトの修繕もある。保険の対応は、各校へ補償原因の聞き取りを行い、個人の瑕疵の有無により保険対応とするかどうかの決定をしている。タブレットの修繕は、保険適用外の保証等について、修繕費で対応している。との答弁であった。自由討議はお読みください。

学校教育課主たる質疑。

「データセンター利用拡張業務委託料 353 万 6,000 円の説明を」との問いに、小中学校に設置されている校内サーバー機器を削減しながら、外部のデータセンター利用へと移行することで、教職員による運用やメンテナンスの負担軽減を図るものである。移行により、校内で重要情報を保管する必要がなくなり、情報の漏えいや盗難、操作ミスによるデータ消去等のリスク回避が可能となる。校内サーバー機器は、今後、老朽化による更新や機器の保守期限切れが発生するため、毎年4校ずつ3年間かけ段階的にデータセンターへ移行を行う予定であり、令和4年度は岳洋中学校区の4校分である。との答弁であった。

「教育活動推進費、委託料 2,233 万円、使用料及び賃借料 1,463 万円の説明を」との問いに、委託料はGIGAスクールサポーター業務委託料であり、GIGAスクール構想の推進のため今後さらに学校現場が急速なICT環境の変化に対応していくためには、児童生徒や教職員をサポートできる人的体制が必要不可欠となる。GIGAスクールサポーターへの業務委託を行うことによって通信環境の確認、使用マニュアルの作成並びにヘルプデスクによる支援やオンライン学習のサポート、授業時の端末操作やトラブル対応、研修会などを包括的に実施サ

ポート出来る体制を構築し、菊川市におけるICT教育を推し進めるものになる。使用料及び賃借料は、同じくGIGAスクール構想の下、整備された1人1台端末の活用に必須となる学習支援ソフト及び授業支援ソフトの利用料である。との答弁であった。自由討議はお読み下さい。

社会教育課主たる質疑。

「文芸誌検討委員会、文苑きくがわの今後の計画は」との問いに、文芸誌検討委員会は、現在、設置要綱策定や委員選定を行っている。令和4年度に検討委員会を設置し、元編集員や投稿者、文化協会、有識者などの方に委員を委嘱し、文芸誌の在り方や方向性を協議・検討する予定である。文苑きくがわの今後の計画は、投稿者の原稿執筆準備期間として、再発行決定後1年間は必要との意見をいただいたため、文芸誌検討委員会の意見を基に、令和4年度中に募集作品の分野の検討、作品募集の方法、編集方法等を決定する。文芸誌検討委員会で決定後に、編集委員選定や委嘱、作品募集等を行い令和5年度末に発行出来るように計画している。との答弁であった。

「デジタル測量支援システムリース料 199 万 1,000 円の説明を」との問いに、今回導入するデジタル測量支援システムは、埋蔵文化財の発掘調査や試掘確認調査記録の作成専用システムである。現地調査後の平面図や断面図等の作成、資料整理及び全体図の作成など、各種図面編集が簡易な操作で行えるシステムである。従来現地調査では、職員が方眼紙に手書きで作成するか、測量会社に委託し平面図・断面図等の作成をしていた。いずれも方眼紙での紙資料であり、調査終了後に室内で資料整理編集を行う必要があったが、デジタル測量支援システムを導入することにより、現地調査測量と同時に点検、図面作製、編集が実施できるため、調査期間の短縮、調査費用縮減、整理作業の効率化を図ることが可能となる。との答弁であった。自由討議はお読み下さい。

図書館主たる質疑。

「図書購入費、小笠図書館の外国人用書籍や視聴覚資料の購入は」との問いに、小笠図書館では、令和元年度 15 冊、令和2年度 50 冊外国語資料を購入している。資料の言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フランス語、ベトナム語等である。日本で著名な作家や世界的なベストセラーの翻訳本、料理本などの実用書など、多面にわたる選書となるように購入している。視聴覚資料購入は、

全て日本語表記パッケージで、映画等のDVDは多言語で視聴出来るものもある。との答弁であった。

「図書購入の方針は」との問いに、財政状況が厳しい中で今年度予算が減額されたため、現在両館で重なるものや高額な本、買換えを控えている。今後は、満遍なく購入する予定であるが、児童書が全体の25%以上になるように心掛けている。との答弁であった。

「利用者から県立図書館や国会図書館に取り寄せ依頼はあるか」との問いに、昨年度国立国会図書館から取り寄せた件数は、両館あわせて13件。県立図書館は年間180冊程度、借受けをお願いしている。との答弁であった。自由討議はお読み下さい。

以上です。

○11 番赤堀博副委員長

報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。はい。10番西下委員。

○10 番西下敦基委員

すいません、10番西下です。ちょっと自由討議のところでタブレットだと6ページの右上で自由討議の中で、交通事故で死亡されるのが3万人ぐらいで自殺者がそれを上回っている現状があるっていうので、ちょっと調べたら令和3年度の事故死亡者数は2,636人。昭和45年が一番多くても1万7000人ぐらいで。あと自殺者の方が平成16年が3万4000人で一番高くて令和3年が2万1000人ぐらいだったのでちょっとここ数字がちょっと違うかなと思ったんで、その指摘だけさせてもらいます。すいません。

○13 番倉部光世委員長

はい。自由討議で言われたことなので確認まではできていません失礼いたしました。

○11 番赤堀博副委員長

ほかにございますか。ないようでしたら、質疑を終了いたします。はいそれでは、進行を委員長にお貸しします。

○13 番倉部光世委員長

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審

理し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。との規定に基づき委員間の自由討議を行います。御意見のある議員は挙手の上、発言をお願いします。一般会計全般についてお願いします。はい。17番、松本委員。

○17番松本正幸委員

17番です。教育福祉の方でも繰出金の関係の質疑はされておりますけれども、非常に病院会計自体が運営上厳しいということは、誰でもがわかるかと思うんですね。でも一般会計からも繰出金についてやはり11億5000万と年々、右肩上がりで繰出金が伸びているっていう状況であるんですけれども、いろいろ答弁の関係を見ても国の繰出基準に基づいて、出しているっていうことが基本的にこう書かれているんですけれども。この中に国の繰出基準に基づかない、要するに経営支援に関する経費こういったものがあるわけですね。こういったものを少し調べてみますとこれも答弁の中にあつたんですけれども約1億4800万ですんで1億5000万ぐらい。あるんですね。ということは、やはりこういったものがどんどん積み重なっていきますと、運営上厳しくなれば、当然フォローしなくてはできない。一般会計でフォローしなくてはできないと。そういうような形になっていきますんで。当然何らかの策を考えていかなければならないと思いますよね。ということは、当然でありますけれども、ルールを定めながら、やはり天井というものがあるかと思うんですよね。今菊川市の財政状況の中で、基本的に長期財政計画があるわけなんですけれども、こういったものを踏まえて、やっぱりそのルールを明確にすべきだと思うんですね。そういったことについて、病院、病院会計だけじゃないもんですからね。特に、公営企業。こういったものに関するもの。それとか、特別会計に関するものをこういったものも繰出金が出されております。この中でも補助金・負担金出し方はいろいろあるんですけれども、こういったものの関係について、やはり議員としてもね、いろいろ考えていくべきじゃないかなということを考えておりますんでまた何らかの形で勉強会こういったものも。開催しながら、議員の共有認識っていうものを、持っていく方法も必要じゃないかなと思いますし、また、先ほど言いましたけれども、ルールを作っしてほしいということの要請。こういったものも必要があるんじゃないかなと思いますんでよろしく願いいたします。以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい。今のことで、関連の意見ございますか。はい。7番小林委員。

○7 番小林博文委員

7番です。今の件は私も同感ですね3、4年前に例の病院の事業会計の繰り出しの方が9億何千万ってなったときに、財政課の方に予算の質問のときに、どこまでなら許せますかというような内容を質問したことがあります。その当時の財政課長は10億円を超えないようお願いしたいというような内容だったんですが、その後当然ですね今のとおり10億円を超え11億円となってきました。必要経費であるってことはね認めてあるんですが交付金の内容の中にも病院事業についてはこれについてはこれだけ交付しますというところはある繰り出す部分もあると思うんですが。その辺ですねその交付金の対象となる額を算定する基準がある、おおよその額が見えるもんですから、そこと実際に繰り出している額が見合っているかとかいうことも必要ですし、それから他の自治体では、繰出金全ての枠をねこれだけに抑えるってというようなやり方もしているところもありますので、そういうところをやっぱ規定を設けるというのもある程度必要になってくるんじゃないのかなと。要望をされるままに出してるっていうふうには言えないかもしれませんが、ある程度そういう規定というのはやっぱ必要ならないとこれからの一般会計の方を圧迫してくることにならないような対応が必要かなと私も思いました。以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい。その他関連ございますか。9番織部委員。

○9 番織部光男委員

9番織部です。財政のことについてですね。執行部大丈夫だというような意見もありますけれども、私は決してそのようには考えていません。新人議員が6名1年経ってですね、財政についてどれだけ自分で勉強しているかということですけどもね。やはり議員の責務を全うするためには、財政を学ぶ必要があります。松本議員が言ったようなことも一例ですけども。今の教育福祉の図書館で本のことについて予算が削減されて買えないというような話もあります。こういうことが私は各課各部で起きていると。ですから財政についてですね。執行部の言うとおおり大丈夫だというのを鵜呑みにしていいのかどうか、その判断ができる議員一

人一人の知識がね。やはり我々は常に勉強をしなければいけないということはどうだってありますのでね。やっぱそういう意味で、会派があるなら会派の中で勉強するなりですよ。そういうようなことをしていかないとですね・・・

○13 番倉部光世委員長

織部委員、すいません。予算のことをお願いしたいんですが。議員の在り方じゃなくて。

○9 番織部光男委員

予算のことについての議論ですよこれは。そういうことをしなければ予算審議が十分にできないということを私は言いたいんです。

○13 番倉部光世委員長

予算内容を直接に皆さんからそのほか、はい。10番西下委員。

○10 番西下敦基委員

はい。10番西下です。先ほど繰出金とか、そういったのはやっぱし病院だったら病院、下水道たら下水道とか出したことに対してどんな効果があるのか。出したときの効果もやっぱりちゃんと含めてやっぱしこれから議員として考えていかなきゃいけないかなと私は思いました。ただやっぱり財政の方も民生費の方がどんどん伸びてきてます。それに伴ってやっぱり病院とかそちらも増えてくるのでそこをどこどういった制限をかけるのか制限をかけれるのか、逆に抑えるんじゃないかと伸ばす的ところ企業誘致とか財政を良くなるようなところをやっぱりよくしていくとかそこら辺の議論もあわせてやっぱしこれから議論していかなきゃいけないかと思います。私はそう思いました。以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい。その他ご意見ございますか。今の関連でなくても結構ですが。はい。16番横山委員。

○16 番横山隆一委員

16番ですが。松本議員が言った繰り出しですけどね。特会であるとかね、公営企業への繰出しとか。負担金とか分担金とかがあるわけですけど。私は一番の問題というのは国のやっぱり繰り出し基準におけるあり方の問題だと思うんですね。法律で繰出し根拠っていうのは根拠規定っていうのがちゃんと作られていてね。ほんでその中で国の基準が設けられているんですが、特に公営企業にあってはあ

くまで原則としては独立採算制なんですね。それに地方自治体として、補助金を交付することができるという。できる規定なんですね。要するに歯どめがないわけですよ。そこで、問題になるのはやっぱり議会しかないですね。どこまでかっていう要するに歯止めがかからない部分を議会がやっぱりそれは精査をするしかないわけですよ。ですから議会の織部議員が若干触れましたけれども、歯止めとなれるやっぱりところをやっぱり議会が作っていくしかないと思いますね。特に特会であろうか公営企業である病院会計についてはですね。厳しいことは厳しいことは十分承知しているわけですが、これも国の制度上でね。診療単価とかですね、薬価であるとかそういったところで病院経営というのはある程度定義づけられてくるっていうことですかそういったところがあるわけですからね。地方自治体としてみると、やはりそうした仕組みの変更。やっぱりそうしたところをやっぱり求めていく。しかないような気がしますね。菊川病院だけの運営をとった場合に黒字化できるかって言ったら現状じゃあもう全く言うほど無理なんですね。ていうことであるならば、じゃどこを改善するかっていうとやはり診療単価であるとか、そういったものを改善しかないわけですよ。ですから、今独立できてるじゃ財政力指数が1を超えるところが現状ですと織部議員あたりはよく知っていると思いますが、6%ぐらいでしたっけ。しかないわけですよ。以前はもっと10何%もあった時期もあるんですよ。だから、国の制度の問題をやっぱり我々がきちんととらえて、そういったことを改善を要求していくっていうふうな意見書を出すとか要望書を出すとかそういったことが必要だなと私は思ってます。

○13 番倉部光世委員長

このほかご意見ございませんか。よろしいでしょうか。では、以上で自由討議を終わります。それでは、採決を行います。議案第11号、令和4年度菊川市一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。はい。ありがとうございます。挙手多数。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ただいまの審査の結果を本会議にて報告させていただきます。なお、討論通告の締め切りは3月25日正午までに提出してください。それではここで休憩します。では、10時半までとさせていただきます。

休憩 10時21分

再開 10時30分

○13 番倉部光世委員長

休憩を閉じて、会議に入りたいと思います。続きまして、本委員会に付託されました議案第23号、令和4年度菊川市一般会計補正予算第1号についてを議題とします。ただいまから審査していただき、自由討議、採決により特別委員会としての結論を、本日中に出したいと思います。会議時間短縮のため、議事進行に御協力をお願いいたします。これより、質疑を行います。部ごと順番に質疑をお願いいたします。質疑答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。発言する際には必ず冒頭で番号役職名等を述べるようお願いいたします。限られた時間を有効に活用するため、委員個人の意見につきましては、後に予定しております自由討議で述べていただき、ここでは簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力をお願いいたします。初めに初めに健康福祉部の審査を行います。鈴木健康福祉部長所管する課名等を述べてください。はい。鈴木健康福祉部長

○鈴木健康福祉部長

はい。健康福祉部長でございます。健康福祉部の所管ですけれども、福祉課になります。よろしくをお願いいたします。

○13 番倉部光世委員長

はい。それでは、質疑を行います。初めに、事前通知を提出された委員の質疑から行います。次の事前通知を提出された委員は挙手の上、事前通知に従って質疑を行ってください。横山隆一委員、渥美委員から出ております。渥美委員からいいですか、では、はい。4番渥美委員。

○4 番渥美嘉樹委員

4番、渥美です。タブレットページの3ページ。プラザけやき施設整備事業費について①受電設備故障の原因と対応は。このところ、こうした施設設備備品の補正が多く提出されている。事件の未然防止、できるだけ補正を出さない仕組みを作る必要がある。できるだけ当初予算に計上すべきである。他の自治体で進める包括施設管理委託や施設の維持管理に関し、専門的知識を持つ職員の採用や、個別施設維持管理委託を考える必要があると思うがどうか。②損耗の原因は。旧設備の稼働年数と耐用年数は。新設備の耐用年数と停電対策について伺います。

○13 番倉部光世委員長 はい。答弁を求めます。はい。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長

はい。福祉課長です。初めに不具合の生じた高圧ケーブルの損耗の原因ですけれども。水鳥という高圧ケーブルの絶縁層の中に微小な水分とか異物が経年による変化によって入り込んで絶縁を劣化させる現象が生じたと思われまます。これは受電設備の点検を行っていただいている一般財団法人の中部電気保安協会の方の検証により、そう考えられるという結果を得ております。まずは今までの高圧ケーブルの年数ですけれども、平成 11 年度製になりますので、22 年ほど利用しているものとなります。耐用年数は 20 年から 25 年とされております。新しい高圧ケーブルにつきましては、耐用年数が 20 年と考えておりますが、実際の工事委託業務の中で、そちらの方は確認をする予定でおります。停電対策につきましてまた小型の発電機も、配備はしております。あとまた日中であれば、太陽光パネルもありますので、そちらで発電した電気も使用することは可能です。その中で高圧ケーブルの方が絶縁破壊が生じたと思われる現象で使えなくなりましたので、給電ができなくなり、その代わりに、今度は、非常用電源ですと容量が小さいのでかなり業務も制限することになりますので、それを避けるために大型発電機を使用しまして、一部電力を最初は制限しながら業務を通常通りに継続するとともに、高圧ケーブルが現在、絶縁物質となる材料が海外から輸入するものになるんですが、これが輸入の方が困難な状況がありまして、国内製造が極端に現在少なくなっているということですのですぐに入手が可能な状態ではありませんでした。そのため復旧方法の検討を行ってございました。高圧ケーブルの納期がいつになるかということが不明である中、早期の完全復旧っていうのが業務をまわしていく上で必要だったために、現在、仮復旧をしておりますが、そちらは今まで使用していた電気ケーブル全部が悪くなったわけではなくて、一部穴が開いた状態になっておりましたので、そちらの使えるところを保安協会の方で電圧検査等をしていただいで確認をしながら使用箇所を使って給電を今は現在は行っております。それから続きまして、事件の未然防止と当初予算への計上のための仕組み作りといったことでよろしいかと思っております。まず先に今回の不具合に至る経緯についてお伝えをしたいと思います。プラザけやきのように、高圧電源を購入して低圧電気に変換する高圧受電設備を持つ場合は保安点検が義務づけられております。プラ

げやきの場合は毎月の点検を行うとともに、年 1 回は停電をさせて不具合がないかという検査を行っております。点検は今年 1 月 20 日事故が起こったのが 1 月 30 日になりますが 1 月 20 日の定例によると点検を行っておりますが、その結果は改修を要する事項はありませんでした。との報告を受けております。ただし昨年度から今回の問題が生じた高圧ケーブルが 20 年以上経ちましたので更新推奨時期に入りましたので、今後の計画的に更新を行うように推奨通知というものをいただいております。未然防止としては、平成 29 年 3 月に菊川市公共施設等総合管理計画が、そして令和 3 年 3 月には個別施設計画が策定されております。各施設の設備ごとの更新時期をそれぞれで定めておりますが、こちらのげやきの電気設備は 25 年サイクルと見ておりました。法定点検で不調がない限りは計画通りの年次で対応しようと考えておりましたが、今回は点検時には判明しなかった事象により不具合が生じていることから、今回は策定した計画で決めた年度を目安としながらも今後は目安としながらも更新推奨時期に入るタイミングでの改修時期の検討が必要であるということを感じたところであります。専門的知識を持つ職員の採用や、個別施設維持管理委託の検討についてですが専門知識を持つ職員の採用に関しましてはこちら総務課が担当となりますが、これまでも、土木建築や保健師等について通常的一般事務職とは別枠で、募集採用を行っております。今後も、必要な職種については研究を進めていきますよというようなことで、総務課からは確認をしております。また市が保有する施設の維持管理に関する全庁的な方針につきましては、財政課が所管する公共施設マネジメント等の庁内推進組織。公有財産有効利用検討委員会において、調整を図っておりますので、今後、当該組織の中で検討していくべき事項であると考えます。以上でございます。

○13 番倉部光世委員長

はい、答弁が終わりました。渥美委員再質疑ございますか。はい。4 番渥美委員。

○4 番渥美嘉樹委員

4 番渥美です。こういった予想していなかった事態が起きたんですけど速やかにスムーズに対応してくださって本当にありがとうございました。それで、今、財政のことを考えて、施設を少しでも長く利用していくっていう方針があると思うんですけども。その中でも、やっぱり取捨選択というかこれは必要なものに関

しては、やっぱり更新のスピードっていうのはちょっと余裕を持ってやっていくっていうことが重要なんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の選択というか、意思決定というか、どのようにちょっとわかる範囲でいいんですけど決められていくかっていうのはちょっと方針というか。どこで決めるのかっていうのはそういったものをちょっと教えていただければと思います。

○13 番倉部光世委員長

答弁を求めます。はい。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長

はい。福祉課長です。まず先ほど申し上げた策定がされておりますので、そちらに更新時期に応じてこの時期に行うという予定がありますので、そのときには、予算づけをしていくことになるかと思いますが、今回のようなことが起きますと、各施設それぞれにいろんな専門家に委託業務を出しておりますので、そちらの意見等を確認しながら計画ではそうだったけれども不都合があるのであれば前倒しして予算要求をしていく必要があると思っております。答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。横山委員再質疑ございますか。はい。16 番横山隆一委員。

○16 番横山隆一委員

16 番ですが①の分については私が出させてもらったんですけどね。最も重要なことはね、やっぱりこういった故障等によってね、やっぱり市民に悪影響が出るか出ないか。それともう一つはやっぱり、我々議会から見るとやはり途中で補正がかかってくるというのはできるだけ避けるべきだ。避けるべきというよりも避けなきゃいけないっていうのはね、大前提なんですよ。そこでそれを出さないための方策として私がいくつか提案をさせてもらってるんですけど。今ね建物だけではなくて、設備機器であるとか、そういったものに対する耐用年数っていう言葉が出ましたけれども、建物なんかは建設における契約によってねや約款であるとか、規則はあるんですが、その中では、瑕疵担保とかってねあるわけですが、ところが、それ以外の設備機器っていうのは決められてないわけですよ。ということはですねこれ調べてもらおうとわかるんですが、耐用年数ではなくて更新時期目安っていうのがあるんですね。この更新目安をどう管理していくかということが一番重要なんですね。だからこれができていないために、個別計画や管理計画

があることはわかるんですが、やはり施設そのものをそうしたエラーを出さないための仕組みをつくる必要がある。ということで今回のたまたまけやきで出たんですけど他の部署でもいっぱい出てるわけです。これがこういったことを総合的に管理する必要があるということですね、申し上げたかったわけですね。保安協会が来てね定期点検があつてこのところが少しなんですか老朽化して事故が予測されますよっていうことはね、あると思うんですがそれはやっぱり事前にやっぱり市の方で把握した上でね当初予算に反映していくということことをね、やっぱり心がけていっていただきたいなということで、たまたまこの課で出たんですけど。幸いにもといいますかね金額的にもある程度対応できるものであったんで良かったと思うんですが、これが大きなお金が要するものであるとかっていうことになるんですねなかなか対応が難しくなるということもありますのでね。部長さんもいるんで部長会議でまたね、ぜひその辺のことは考えていっていただきたいというふうに思います。私からは以上です。

○13 番倉部光世委員長

質疑じゃないんですね。

○16 番横山隆一委員

言っておかなきゃいけない。重要なことですから。

○13 番倉部光世委員長

では以上で事前質疑の方、終わります。その他に健康福祉部予算について質疑のある委員は挙手をお願いします。はい。10番西下委員。

○10 番西下敦基委員

はい。10番西下です。それこそ前プラザけやき浸水されたと思うんですよねその影響でちょっと発生してきたのかないのかあれがあつたことによってまた修繕がまた早まるようなものとかそこら辺はなかったのかそこら辺お伺いいたします。

○13 番倉部光世委員長

答弁を求めます。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長

はい福祉課長です。もともと高圧ケーブルっていうのが地中に埋まっているもので地中に埋まっていれば確実にそこ水分がつきますので最初は、水害が影響を及ぼしたのかとも考えたんですが、そういうことではなくってということで確認は

しております。

○13 番倉部光世委員長

よろしいですか。その他、質疑ございますか。はい。7番小林委員。

○7番小林博文委員

7番です。弁護するわけじゃないんですけど。多分これ管理業者に委託しても同じことが起きたのかなと、かなり特殊な突発的な事例だと思うんです。1週間とか前くらいに点検をされて異常なしっていうことで。時としてね、点検したことによって故障を起因することもありますけどもこれそういう事例ではないかなというのが当初予算に上げるっていうのは他の項目ではあり得るんでしょうけど皆さんのご家庭を考えると自分ちのケーブル入口から引き込みケーブル変えてるかっていうところを見るとですねよっぽどのことがない限りことは起きないんで突発的なものだと思うんですが。これプラザけやきがですね災害時にですね、支援者のなんですか避難所になってまして。こういう事態というのは災害時には停電するっていう元を受電設備停電するってあると思うんですが、そんなときには多分非常電源など、その辺のどのくらいの日数のもの日数まで想定してるかとか、万が一その停電が続く場合のですね、バックアップ体制みたいなものが構築されているのかちょっとお伺いしたいんです。

○13 番倉部光世委員長

答弁を求めます。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長

はい。福祉課長です。プラザけやきの方は救護所に当てられておりますので、そちらの作業の方は先ほど申し上げた、緊急の発電機の方を回してということになります。軽油で動くかすものになりますので、軽油が供給できれば、それは一部制限にはなりますけれども回し続けることはできるという状況になっております。ちなみに電気の関係ですと中電の電気の供給元ですね供給元の考えというのは、災害が起きたときにどこから復旧するかっていうと重要な施設からは供給をさせていただいてというのがもとにありますので一時的に電源が確保できるまでは、発電機緊急用の発電機を使う。もう電源がどうしようもなく、供給ができないという状況を、大地震等で供給が難しいという状況であればまた発電機の方を絶え間なく動かせるような体制をとるということで現在のところは考えておりま

す。

○13 番倉部光世委員長

答弁が終わりました再質疑ございますか。そのほか質疑を十五番内田委員。

○15 番内田隆委員

15 番です。先ほど、保安協会から交換推奨通知っていうのが出たっていうふう
に聞いているんですけど。例えばこういう通知が来たときに、担当課福祉課だけじ
ゃないにして見ても、それは扱いはどのような形で動いているんですか。

○13 番倉部光世委員長

はい。答弁を求めます。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長

はい。福祉課長です。けやきの例を見ますと、通知がされた時点ではそれを供
覧というかする前に改修の必要があるかどうかというところを一応書いてあつて
もその委託先の電気保安協会の方に急遽の改修が必要であるかどうかの判断をし
た上で、今回の場合にはそういう必要がないよう、ということでしたので、改修
の必要がないということで報告を受けました。課内の情報共有をしておりますの
で、多分他課でも同じように通知がされた時点で、委託等に確認した上で情報共
有をしているのではないかと思います。

○13 番倉部光世委員長

はい。15 番内田委員。

○15 番内田隆委員

15 番です。通知がきてね結局 1 週間かそこらでだめになっちゃったっていうよ
うなお話だったもんで。そうすると、通知が来た後即このことについて対応した
ら、そしたら、返事も 1 週間ぐらいの間にきて現実の話がポツとこうなっちゃっ
たってことですか。

○13 番倉部光世委員長

はい。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長

そういうことではないです。確認をしているときにもうすでに改修の必要があ
るかどうかは今回は電気ですので、電気の電線を確認したところ改修の必要はな
いということは分かっていたし、その確認はした上での情報は共有してい

るというか。どういふかちょっとごめんなさい。

○13 番倉部光世委員長

15 番内田委員。

○15 番内田隆委員

くどういふですけどね。保安協会って専門家なんですよね。だからそこからこういう通知が来たときに、まずそれじゃあどうするのかっていうときにそれじゃあ保安協会もう一度確認をして保安協会から大丈夫だっていう回答をもらってことを皆さんで共有されて、結果として大丈夫だったけど大丈夫じゃなかったと。

そういうことなんですかね。答弁を求めます。吉川福祉課長。鈴木健康福祉部長。

○鈴木健康福祉部長

はい。健康福祉部長です。ちょっと自分施設管理担当課本課の方との確認をしているわけではないのでちょっと私見になるかもしれませんが委託のところに点検をお願いした結果として何か不具合があった場合には、そのような内容の通知が来ますので、そこには速やかに対応することをまず最重要に考えて書類は確認すると。それ以外に、今回のケースはいわゆる先ほど耐用年数の話もありましたが、そういった期間を経過したいわゆる更新の推奨期間というお話でありますので、もちろん、速やかに何かをなさいってという意味で、捉えてはいなかったと現場ではそういう対応をとったと思います。ただそれが庁舎内でどういうルールになってるかっていうのは今の時点で自分もそこはあまりこうなってますっていうものを持っておりませんが捉えとしては、推奨通知でありましたので、そのような受けとめで、業務を遂行してました。以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい、答弁が終わりました。

○15 番内田隆委員

結構です。

○13 番倉部光世委員長

よろしいですか。そのほか質疑ございますか。福祉課に関して質疑ございますか。はい。ないようですので、以上で健康福祉部の審査を終了いたします。ありがとうございました。これで、ここで執行部の入れかえを行います。企画財政部ですけれども、今ここにある 2 件についての財政調整基金のみですので、事前質

疑は出ておりません。はい。よろしいですか。続いて企画財政部の審査を行います。佐藤企画財政部長所管する課等を述べてください。

○佐藤企画財政部長

企画財政部でございますお願いします。当課の方は歳入で財政課の方が予算の方あげさせていただいております。よろしくお願いします。

○13 番倉部光世委員長

それでは質疑を行います。企画財政部所管事項について質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。財政調整基金のみですけど。よろしいでしょうか。すいません。せっかくきていただいたんですが。以上で質疑を終了いたします。ここで執行部の入れかえを行います。ありがとうございました。はい。それでは続いて生活環境部の審査を行います。鈴木生活環境部長所管する課名等を述べてください。

○鈴木生活環境部長

はい。委員長。

○13 番倉部光世委員長

鈴木生活環境部長。

○鈴木生活環境部長

生活環境部長でございます。本日補正予算の審査をお願いする担当課は環境推進課になりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○13 番倉部光世委員長

それでは質疑を行います。事前通知を提出された委員の質疑から行います。提出された委員は、挙手の上、事前質疑に従って質疑を行ってください。こちらも横山委員渥美委員から出てますが、16 番横山委員、

○16 番横山隆一委員

16 番ですが。4 款の 2 項の 3 目塵芥処理総務費でございます。事前にこれについてはですねすでに新しい検討委員会が立ち上がって第 1 回目が終了しておりますのでちょっとあれするかもしれませんが質疑を出した質疑の内容そのまま読まさせていただきます。まず一点目にはこれまでの検討委員会が出された公民連携方式優先案を再検討することに至った原因は何か。検討委員の多くは専門家だが最も重要な市民、地元市民が入っていないのはなぜか。施設検討委員会の運営経費

や調査業務委託費ということだがこれまでの検討組合ですね。検討委員会で方針は出されております。久保田掛川市長組合理事者はいったん立ち止まりゼロベースで判断すると発言をいたしました。これまでの方針は廃案と考えてよいか。2点目には、検討委員会のスケジュールはこれまでの検討委員会との違いと主な協議内容はの2点でございます。お願いします。

○13 番倉部光世委員長

はい。答弁を求めます。はい。杉田環境推進課長。

○杉田環境推進課長

環境推進課長です。横山議員のご質問にお答えをいたします。まずですね1問目の公民連携方式を再検討するに至った原因については、環境資源ギャラリーに変わる新たな廃棄物処理施設に関しましては、廃棄物処理施設整備等基本構想の中で第一優先順位が公民連携、第二優先順位がDBO方式へといった手法が示されたところになります。第一優先であります。公民連携に対しまして、地元それとですね周辺地域の方から懸念を示すご意見をいただいたところでございます。地元からのご意見につきましては、しっかりと向き合うことが必要でありますことから掛川市菊川市衛生施設施設組合の管理者であります。久保田掛川市長より掛川市および菊川市合同の検討委員会を新たに立ち上げるとともに、地元の皆様との対応を重ねながら整備の仕方について最終的な方向性を求めていきたいとの発言がありまして、検討会を立ち上げることが表明されております。当市としましても、掛川市長の発言を重要なことであると受けとめまして、さらにですね、廃棄物処理を行政の責任として進めるためには、地元の皆さんと周辺住民の皆様のご理解をいただくことが必要であり重要であることと考えますので掛川市との協議を進める中で再検討するべきであるとの結論に至っております。次にですね検討委員の多くは専門家だが最も重要な市民、地元住民が入っていないのはなぜかについてですが、廃棄物処理施設整備等基本構想は行政等地元の代表者の皆さんで検討を進め策定に至ったものでございます。今回の検討会につきましては、環境経営、環境政策、環境経済学、環境マネジメント、環境影響評価、環境防災などの専門的な知見を有します第3者の皆様から基本構想の検証から始め、掛川市と菊川市の抱える課題や今後のゴミ処理の動向などを勘案しながら、最善となる提案をいただこうというものになっております。そのため検討委員会

の委員には当事者であります。構成市、組合、そして両市の住民は含まないこととしまして、全てを第3者となる有識者で構成することとしております。最後にこれまでの方針は廃案と考えているかについてですが、廃案といったものではなく検討委員会では新たな廃棄物処理施設の整備に関する最終的な意思決定に向け、いま一度、公民連携方式の優劣を再検討するとともに、今後の環境政策の動向やその他のトレンドを踏まえたごみ量・ごみ質等の試算を行い安全安心で安定的な廃棄物処理施設の稼働に資する適切な意思決定に向けて検討が進められていくこととなっております。続きまして渥美議員の方から事前にいただいているご質問のお答えになります。まず検討委員会のスケジュールにつきましては、全体の取りまとめ検討委員会の検討結果を示していただく時期につきましては、今年の8月を目途ということで予定をしているところでございます。検討委員会の開催はおおむね月1回程度を予定しておりまして、予算につきましては、6回ですね、委員会開催を想定しまして、必要な費用を想定しております。次にですねこれまでの検討委員会との違いと、主な協議内容はということでご質問いただいておりますが、環境資源ギャラリーの廃棄物処理施設等整備構想の策定の際には掛川市菊川市衛生施設組合が主体となりまして、検討委員会の委員として、学識経験者1名、地元代表者6名。そして組合構成市の副市長、部課長で構成しまして、今後の人口動態、ゴミ量の推計、財政負担、災害時のゴミ処理など今後の行政課題に対応するためにはどうしたらいいかといったものに主眼を置きまして検討を進めてまいりました。その結果ですね、最終的に絞り込まれた2案につきまして優先順位をつけて基本構想としてまとめ、組合が実施した地元説明会により今後の施設整備の方向性について、了解を得てまいりました。今回の検討会につきましては、先ほども申し上げましたが、地元より公民連携に対する懸念や反対の意見が出てきていること、また、基本構想を策定したときとは環境支援ギャラリーの施設の状況が違うこと。これは昨年8月にリサイクルプラザで火災が発生し、施設の利用ができなくなったことで、現在ですね不燃ゴミと粗大ゴミの外部委託処理が開始されております。またリサイクルプラザの早期解体なども視野に入れることになったことなどが挙げられております。今申し上げましたような、新たに検討すべきものが増えたことを含めまして基本構想策定した委員ではない環境分野で活躍されます専門家による第三者委員会的な組織にて基本構想の検証から始

め、掛川市と菊川市の抱える課題や今後のゴミ処理の動向などを勘案しながら、ご協議をいただきまして、安心安全で安定的なゴミ処理を実現するための最善となる提案をいただこう、こういったものとなっております。以上ですね、ご質問に対します答弁とさせていただきます。

○13 番倉部光世委員長

はい、答弁が終わりました。横山委員、渥美委員再質疑ございますか。はい。

16 番横山委員。

○16 番横山隆一委員

16 番です。確認をしますけれども、基本構想に対してですね組合で出された基本構想に対して、執行部側の方から行政の方からですね掛川市長の方からゼロベースでという発言があった。あって進められてきたわけですが、それはまず最初思うことはですね。まず協定を地元との協定があつてね、地元が反発をして、こうしたことになったという説明はあったんですが。協定で一般廃棄物とそれと容量の 140 t っていうのは協定の中で書かれているわけですよ。この基本構想がつくられて地元説明会をやったときには、具体的な説明がなかったと私は聞いているんですが、これが産廃併せ処理ということと、それと総量が処理総量が 240 トンだということになると明らかに協定違反なわけですね。地元の説明で、まず最初に、その協定ですね、やっぱり改正改定がまず説明されなきゃいけないと思うんですが。組合の検討委員会の中には、行政職員も当然入っているわけですよ。ですのでその辺のねやっぱり地元との協議の中での協定についての考え方っていうのはどうだったんですかね。

○13 番倉部光世委員長

はい。答弁を求めます。杉田環境推進課長。

○杉田環境推進課長

はい。環境推進課長です。地元の人との協定はですねもっとも守らなければいけないという認識がございまして、基本構想につきましても、地元とですね協定に基づきまして、施設利用の最終年となります。5 年前に地元の方にですねの方でその次について検討するとなっておりますので、令和元年度から組合の方で準備を始めまして、協議したところ、地元としても、ただ検討する材料がなければ検討が進められないということでですねそれに基づいて基本構想が策定されてお

ります。検討委員会の中で地元の方も参加しておられたんですが、最終的にはですね、ある程度絞り込んで優先順位をつけた中で、地元に対しての説明が欲しいということで第一優先順位第二優先順位ができております。先ほどの大きさであるとか、一般廃棄物とそこまでですねちょっとの協定については今のものに対してという考えになりますんで、あくまでも、今の炉が使えなくなったものに対して、将来的にはこういった方式でというものを満水のですね住民の皆様には生涯学習センター、満水の公会堂、そういったところで、議員の皆様には以前お渡ししております基本構想の概要版こちらです説明をさせていただいておりますのでその時に、産業廃棄物を入れるであるとか、規模的には 240 トンそのあたりは説明が足りなかった部分はあるかと思いますが、しっかり説明させていただいた上で、満水区の皆さんの住民投票で条件つきになりますけども、認めいただいたっていう経緯もあることもまた、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○13 番倉部光世委員長

答弁が終わりました。再質疑ございますか。はい。16 番横山委員。

○16 番横山隆一委員

16 番ですが。これからのことなんですけど新しい設置をされた検討委員会でもって第 1 回が行われて皆さんも議員の皆さんもだいたい内容は、中身はお分かりだと思うんですが。仮に公民連携が駄目だというような意見が多くてそうなった場合ですねその後の作業というのは、組合の方でもう一度差し戻しっていうんですか、今後の方針について検討をしていくことになるのかどうか、その辺とそれともう一点は、確認済みですが皆さんもちょっと知っていただいく上で必要だと思うんで申し上げますが、これ補正で上がってきているわけですけど、次年度ですね。ですがすでにもう検討委員会が行われているわけですね。本来であれば、やっぱり令和 3 年度の事業として進めているわけですので、その辺の会計上の問題。問題っていうよりも、会計上どうなっているのか、それをちょっと説明していただきたいと思います。

○13 番倉部光世委員長

はい。答弁を求めます。杉田環境推進課長。

○杉田環境推進課長

環境推進課長でございます。検討委員会の方でですね示されました結果につきましては管理者である掛川市長と副管理者である菊川市長が受けとめまして、今のところですね、それぞれの行政環境分野の方でまた取りまとめまして、進めていくということですね、考えているところでございます。今年度分ですね、検討会の会計処理といいますかその予算措置につきましては、こちらのですね検討会の発案市であります掛川市長の方から、令和 3 年度内に始めたいそういう中で、初回分は掛川市の方が予算を流用にて用意する。これに対しての分担金は不要であるということで、両首長同士の了解のもとに掛川市にご思弁いただいております、その代わり 4 年度からしっかりと分担割合を決めて菊川市も相応分を負担するということになっておりますのでご理解いただければと思います。

○13 番倉部光世委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。渥美委員再質疑ございますか。よろしいですか。以上で、事前通知による質疑を終了します。関連ですか。はい。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。検討委員会地元を入れないという最大の理由は何でしょう。

○13 番倉部光世委員長

先ほどあったと思いますけれども。はい。杉田環境推進課長。

○杉田環境推進課長

はい環境推進課長でございます。先ほどですね答弁の中にもありましたが、今の基本構想につきましては、地元の方の入っていただいた中でですね行政課題解決に向けて策定したのですが、それをですね、第三者委員会としてまずは、評価していただいてそれを基にどんなものがいいかそういったものですね検討していただくものが検討委員会になりますので、そういった中に地元の方が入っていただくことはできないというそういった理解でですね、学識経験者みで編成するということになっております。以上でございます。

○13 番倉部光世委員長

はい。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。第 1 回目の検討委員会の中で、委員の中から地元の声を再三聞いているわけですね。それはそうでしょうね。検討委員会が仮に決めたとしても、

先ほど横山議員の言うように、地元の反対があればできないわけですよね。ですから、私は、120 トン1日の処理が 240 トンで産廃までやるということになりますよね、やはり西方地区もこれに参加して意見を述べるということも必要になってくるでしょうし、やはり無関係ではない。組合議会としての2市でやってるわけですから、菊川市の住民の声。産廃についての声ということもやはりそれは必然的に入れなければならないと私は思うんです。私の質問はですね、検討委員会で思案なり何かな提言が出たとしますね、それをどのような形で、決定されるというおつもりですか。

○13 番倉部光世委員長

先ほどの質疑の中にあっただと思いますけれども、杉田環境推進課長。

○杉田環境推進課長

環境推進課長でございます。先ほどと改めてとなりますけれども、まず 2 月の 4 日にですね、議員の皆様は掛川市長の発言について情報共有をさせていただいております。その中でですね掛川市長の方から検討委員会を新たに立ち上げるとともに、地元の皆様との対話を重ねながら、整備の仕方について最終的な方向性をまとめていきたいと考えておりますということで、掛川市長の発言を共有させていただいております。ですので検討委員会が中で全て決めてしまうのではなくて、決まったことにつきましては、当然地元である満水と東山口、あと西方地区ですね。こういったと皆さんとですね理解を交わしながら決めていく。ということで理解をしております。以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

ですから、今の説明ですと私はね、おかしいと思うんですよ。地元の声をね検討委員会の方々が正しく理解していないという私は第 1 回目のあれを感じたんですけれども。そういった基本的な違いがあって出されたものをね、地元がやはりそれに賛成するかどうか。その中で決められるかどうか。そこを疑問に思っているんですよ。その点いかがですか。

○13 番倉部光世委員長

はい。杉田環境推進課長。

○杉田環境推進課長

環境推進課長でございます。まず真っ先にご理解いただきたいことが、委員の皆様には、基本構想ので決めました、第一優先順位公民連携について、地元から、反対意見であるとか、心配する声があるからこういったことを、これについて検証していただいて、そこからですね、市民の皆様理解いただけるものを検討していきたいということで説明をした上でですね、納得ご理解いただいて委員の方受けておりますので、今後ですね検討する中で地元の皆様にご理解いただけるようなものができていく。そういったことを考えております。以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい。答弁が終わりました。以上で事前通知による質疑を終了します。そのほかに質疑のある委員は挙手をお願いします。はい。それでは、以上で、生活環境部の審査を終了します。お手続きを終了いたします。退席されます。ありがとうございました。それでは、ただいまから、議会基本条例第 11 条第 2 項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見ある委員は挙手の上、発言をお願いします。はい。16 番横山委員。

○16 番横山隆一委員

16 番ですが。新しい施設への造るに当たっての進め方についてですけども皆さんご存知の通り掛川に報徳パワー会社があって報徳パワーのメンバーの中にですね早稲田大学小野田教授ってね皆さん方に資料がいつてるかもわかりませんが。それと、大栄総研っていうですね御前崎市に問題になった大栄環境っていうのがあるんですがこれを要するに合弁会社っていうんですかね。まあ、同列の会社なんですけどこれはセットになってですね兵庫県のなんだか市って言ってたところで今回のギャラリーとほぼ同じ内容の施設建設におけるものを提案されている。それに対してやはり兵庫県の方のある市では同意をした。この前の両市における議員の説明会のときにですね私が質問をしたこれまでの進め方に対して、不透明な部分があるっていうのはサウンディングなんですね。5 社から 3 社になってきたということもあるわけですけども。その中でですね今言う。大栄総研とこうなんですか、小野田教授のセットというのはですね・・・関係あるよ。事業進めるに決まってるだろ。それでですね・・・いやだからこういうことだから今検

討委員会を進めることについて言ってるわけじゃないか。余計な事言うじゃないよ。それでですね、そうした不透明の部分があって、それで。問題というのはですね。御前崎市であった住民投票における問題とですね同率だって市民から言われてるわけですね。この辺の問題をですねやっぱり我々は、議員としてですね、しっかりとらえていかないといけない。同じ轍を踏むようなことがあってはいけないということは申し上げたい。予算に関係なくたってそういう話題を持つということが必要じゃないか。

○13 番倉部光世委員長

すみません自由に発言しないでください。お互い。

○16 番横山隆一委員

そんなこと言うな。

○13 番倉部光世委員長

よろしいですか。はい。関連等 10 番西下委員。

○10 番西下敦基委員

10 番西下です。それこそ基本構想調査事業負担金ということで 293 万 3000 円の補正で入ってこの前にやっぱし質疑とか専門家の話を聞いているとやっぱり議員でもやっぱ気づかなかったこととか専門の方がやっぱそれぞれ専門でしたので。まだ明らかにいけないことだと思う事業者の方には質疑をしましたので、こういったものはこれから僕は必要だと思いましたのでこの予算やっぱし必要だと思います。以上です。

○13 番倉部光世委員長

そのほかございますか。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。とにかく補正予算が出されて議会で可決して、そしてその事業はやるというのがですねもう大前提です。ですから先程掛川市が関係で、今回の第 1 回目の検討委員会については云々という話がありましたけれども、果たしてそういうやり方でいいのかということ私達は論じなきゃいけないんじゃないかなと思ったりします。やはり今横山議員が言ったような問題は菊川市全体の問題で産業廃棄物ということになりますと今までやってないことを 1 日 120 t 処理するという現実です。このこともどういう影響が出るということ私達は、

この補正を通じながら考えていかなきゃいけないんじゃない。思います。以上で
ございます。

○13 番倉部光世委員長

はい。7 番小林委員。

○7 番小林博文委員

7 番です。織部委員ありました件をですねまさに検討委員会が実施するという
ことでありますので、この予算について、通してですね、検討委員会の方で協議
していただくのが筋じゃないかと思います。それから先ほどありました、諸々の
横山委員の件ですが、議員の報告会の方でも出ておりまして内容の方としては一
切関係ないという答えを理事会の方に前と組合の方からいただいていると思いま
すので、この辺についても、全議員承知の事実であるということだと思えますの
で、この件についてはですね検討委員会の方の動向を見守るということで今後の
対応していくというのは重要だと思います。以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい、その他ございますか。はい。17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員

17 番です。今補正予算の関係については、検討委員会の関係でございますので
今後再検討するということでもありますのでそれを通していただいて。基本的にど
ういうふうにするんだっていうことになりますけどもやっぱり検討委員会は検討
委員会で考えていただくってことが一つあるかと思います。また菊川の市議会と
しても、やはり菊川市民の考え方もあるかと思います。2 月の全協でこの関係に
ついて触れさせていただいたんですけれどもやっぱり菊川市としての方向性。こ
ういったものを出していくべきじゃないかなということの一つあると思うんです
よね。一つには提案方式だってもいいとも思いますんでね、そういうことについ
て、これから勉強会を開催させていただいて、協議意見を聞く場そういったもの
を設けて進めたいという考え方で自分はおりますんでね、ぜひ、そういう時間
があるかどうかということはあるんですけども基本的につくっていかなければ、前
に進みませんのでねそういった議論の場意見の場そういったものを作っていきた
いというふうに考えておりますんで少し自由討議の中で少し外れてしまうような
形もありますけれども、基本は補正予算の内容であります。そこのところはご理

解いただきたいと思います。以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい。その他ございますか。はい。14 番山下委員。

○14 番山下修委員

14 番山下です。先日の第 1 回の検討会、いろいろ Y o u T u b e で拝見していただきまして、しかし一番気にかかるところが産業廃棄物の混焼と申しますか、その管理がしっかりできるかどうかというようないろいろな問題で疑問が挙がったと思います。専門的な分野だもんですから。そこら辺につきましてはですね、しっかりと検討委員会の方でご検討いただいて、法律的なコンプライアンスそういったものがしっかり守られ、また環境へ影響評価そういったものもしっかりと確保されるみたいなですね監視しできるような状態ができるのかどうか、そういう検討はですね検討委員会ですっきりしていただきたいなど。こんなふうに思いました。それから今、議長が言われましたとおりほかの問題、燃焼だけじゃなくていろんな問題もあろうかと思っておりますので、市議会として何か共有意見交換は必要かな以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい。その他自由討議ございますか。よろしいでしょうか。以上で自由討議を終わります。それでは、採決を行います。議案第 23 号、令和 4 年度菊川市一般会計補正予算第 1 号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。はい。ありがとうございます。挙手多数。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。ただいまの審査結果を本会議にて報告させていただきます。それでは、これをもちまして一般会計予算決算特別委員会を閉じたいと思います。赤堀副委員長閉会の挨拶をお願いいたします。

○11 番赤堀博副委員長

はい。どうもお疲れ様でした。ただいま掛川の資源ギャラリーについて大変心配する向きもありますけれども、6 人の先生方 2050 年に向けてのカーボンニュートラル。CO2 を出すということは大変高くつくってという一般廃棄物を入れるということは、大変重要ないろいろな問題があるってということ。専門家の先生もおっしゃってられましたけど。今後 8 月までには結論を出すということですけども私たちもしっかり見守っていきたいと思います。本日はお疲れ様でした。

○議会事務局天野篤史

それでは互礼をもって終了しますのでご起立ください。相互に礼。お疲れ様でした。

閉会 11時31分